

## 改正 WEEE 仮訳

本ドキュメントは改正 WEEE (DIRECTIVE 2012/19/EU OF THE EUROPEAN PARLAMENT AND OF THE COUNCIL of 4 July 2012 on waste electrical and electronics equipment (WEEE))の日本語訳である。

原典は、EU 官報により公布された Directive 2012/19/EU である。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:197:0038:0071:en:PDF>

訳文は翻訳者の知見と解釈によるもので必ずしも EU 官報の真意を伝えていない部分があるかもしれない。

正確を期す必要がある場合には、原典である EU 官報によることをお奨めします。

2016 年 4 月 8 日

一般社団法人 東京環境経営研究所

瀧山 森雄

DIRECTIVE 2012/19/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL  
of 4 July 2012 on waste electrical and electronics equipment (WEEE)

(前文)

欧州共同体の欧州議会と欧州理事会は  
欧州共同体の機能に関する条約および特に第 192 条(1)を尊重し  
欧州委員会からの提案を尊重し  
経済社会評議会の意見を尊重し  
通常の行政手続に従って行動し  
以下の事項に鑑み

(1) 廃電気電子機器 (WEEE) に関する 2003 年 6 月 27 日の欧州議会と理事会の指令 2002/95/EC に対しては数々の重要な変更がなされてきた。

文体を明快にするために指令は改訂されるべきである。

(2) 共同体の環境政策の目的は、特に、環境の質を維持し、保護しおよび改善し、人の健康を保護し、天然資源を賢明に合理的に使用することである。  
その政策は、予防原則および予防行動が考慮されるべきであるという原則、最優先で環境のダメージは資源を修復し、汚染者が支払うべきであるという原則に基づいている。

(3) 環境と持続的発展に関する政策および行動の共同体プログラム (第 5 次環境行動プログラム) は、持続的発展の実現は現在の開発、生産、消費および行動のパターンにおける重大な変化を求め、就中、天然資源の浪費の削減と汚染の予防を提唱している。規制すべき目標分野の一つとして廃棄物の予防、リカバリーおよび安全な処分の観点から WEEE が取り上げられている。

(4) 本指令は、廃棄物に関する 2008 年 11 月 19 日の欧州議会と理事会の指令 2008/98/EC のような共同体の一般的な廃棄物管理法令を補足する指令において廃棄物および一般的な廃棄物管理のオペレーションを含み定義に言及している。

指令 2008/98/EC の回収の定義は、廃棄物施設への移動の目的において予備分類と予備貯蔵を含んでいる。エネルギー関連製品のエコデザインを設定するための枠組みを確立し、エネルギー関連製品に対する特定のエコデザイン要求の採用を可能とする欧州議会と理事会の指令 2009/125/EC もまた、この指令によってカバーされる。

指令 2009/125/EC およびそれによって採用される実施措置は共同体の廃棄物管理法令を侵害しない。電気電子機器に特定の危険物質の制限に関する 2003 年 7 月 27 日の欧州議

会と理事会の指令 2002/95/EC は、適用範囲内の電気電子機器に関する禁止物質の代替を要求している。

(5)市場は拡大し続け、技術革新のサイクルは一層短期化しているため **EEE** の廃棄物化への置換えは早期化する。

一方、指令 2002/95/EC は新しい **EEE** に含まれる危険物質の削減に効果的に貢献してきたが、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ポリ塩化ビフェニール (**PCBs**) およびオゾン層破壊物質のような危険物質は、多年にわたり **WEEE** 中に存在する。**EEE** 中の危険な構成部品の含有は、廃棄物管理フェーズ期間中の最大の関心事であり、**WEEE** のリサイクリングは十分な拡がりで行われていない。リサイクリングの不足は貴重な資源のロスとなっている。

(6)本指令の目的は、第一優先として、**WEEE** の防止により、加えて再使用、リサイクリングおよび廃棄処分の削減、資源の効率的な使用と貴重な第二次原材料を取り出すよう廃棄物のその他の形式のリカバリーによって持続的な生産と消費に貢献することである。それは **EEE** のライフサイクルに関係する例えば、生産者、流通業者、消費者、特に **WEEE** の回収と処理に直接係わるオペレータ等の全ての環境パフォーマンスを改善することを模索している。様々な国の生産者責任の適用は、経営者に対する経済負担に大きな不均衡を導くかもしれない。**WEEE** の管理に関する様々な国の政策は、リサイクリング政策の効果を妨げている。このような理由で共同体の水準で本質的な基準が規定されるべきであり、**WEEE** の処理のための最低標準が開発されるべきである。

(7)本指令の規定は、遠隔販売や電子取引を含め、販売手法に関わりなく製品および生産者に適用されるべきである。この点について遠隔販売および電子販売チャネルを利用する生産者および流通業者の義務は実行可能な限り、同様の形を採るべきであり遠隔販売もしくは電子販売された機器に対する **WEEE** に関し、本指令で規定するコストを負担しなければならないこれ以外の流通チャネルを回避するため、同様の方法で執行されるべきである。

(8)与えられた加盟国において、この指令に従い義務を実行するために生産者はその加盟国に設立されなければならない。例外として内部市場および行政負担の適正な機能の既存バリアを削減するため加盟国は、自領域に設立されていなくて他の加盟国に設立されている生産者に、この指令の下で生産者の義務を実行する責任ある法定代理人を任命することを許可すべきである。更に、行政負担は登録と報告手続を簡素化する、個々の加盟国内の登録に対する二重のチャージを課さないことを確実にすることによって軽減さ

れるべきである。

(9)本指令は、消費者に使用される **EEE** と職業用途が意図される **EEE** をカバーすべきである。本指令は、**WEEE** と接触するすべての関係者の保護の要求、安全および健康の要求事項に関する共同体法令ならびに特定の共同体廃棄物管理法令、特に電池、蓄電池および廃電池、蓄電池に関する 2006 年 9 月 16 日の欧州議会と理事会の指令 2006/66/EC および共同体製品設計法令、特に 2009/125/EC を侵害することなく適用すべきである。廃棄冷却機器の再使用のための準備、リカバリーおよびリサイクリングとそれについての物質、混合物もしくは共同体の該当する法令、特に、オゾン層破壊物質に関する 2009 年 9 月 16 日の欧州議会と理事会の規則(EC) No1005/2009 と特定のフッ素系温暖化ガスに関する 2006 年 5 月 17 日の欧州議会と理事会の規則(EC) No842/2006 に準拠すべきである。

本指令の目的は、適用範囲内の海底油田掘削用プラットフォーム、空港貨物輸送システムまたはエレベータのような大規模固定装置を含むことなく達成されるべきである。しかし、それらの設備の一部として特別に設計、設置されていなくて、それらの装置の一部としてではなくともその機能を実現する装置は本指令の適用範囲に含まれるべきである。このことは例えば、照明装置もしくは太陽光発電パネルのような装置に当てはまる。

(10)適用範囲を明示するために多数の定義が含まれるべきである。しかし、適用範囲の改定の枠組みにおいては、**EEE** の定義は加盟国の該当する国家措置および動向をもたらすために更に明らかにされ適用され、もって相互に密接に経験が確立されるべきである。

(11)**WEEE** の再使用、解体およびリカバリーを容易にするエコデザイン要求は指令 2009/125/EC を実施する措置の枠組みの中で規定されるべきである。製品設計を通して再使用とリカバリーを最適化するために製品の全ライフサイクルが考慮されるべきである。

(12)本指令による生産者責任の確立は、修理、可能な限りのアップグレード、再使用、解体およびリサイクリングを十分に考慮し、かつ容易にするような **EEE** の設計と製品を促進する手段の一つである。

(13)**WEEE** の引取りおよび取扱いに関与する流通業者の従業員の安全および健康を保証するために、加盟国は国内法および共同体法令の安全および健康の要求事項に従い、どのような条件下で流通業者が引き取りを拒否できるかを決定すべきである。

(14)分別回収は WEEE の特定の処理とリサイクリングを確実にするための必須条件であり、かつ、共同体において人の健康と環境について選択された保護水準を達成するために必要である。消費者は分別回収の成功に積極的に貢献しなければならない。消費者による WEEE の返却が奨励されなければならない。この目的のために一般家庭が少なくとも無償で廃棄物を返却できる公共の回収拠点を含め、WEEE の返却に便利な施設が設置されるべきである。流通業者は、WEEE 回収の成功に貢献する重要な役割を持っている。それ故、小売店に設置される非常に小さな WEEE の回収拠点は、指令 2008/98/EC の登録要求に従う必要はない。

(15)共同体において選択された保護水準および調和された環境目標を達成するために加盟国は、分別されていない都市ごみとしての WEEE の処分を最小限に抑え、WEEE の高水準の分別回収を達成するための適切な措置を採択しなければならない。加盟国が効率的な回収スキームの設立に努力することを保証するために、一般家庭から排出される WEEE、特に、オゾン層破壊物質やフッ素系温暖化ガスを含んでいる冷却、冷凍装置に対しては、高い環境影響および規則(EC) No 842/2006 と規則(EC) No 1005/2009 に含まれている義務を考慮して高水準の回収を達成することが要求されるべきである。

2008 年に委員会により実施されているインパクトアセスメントに含まれているデータは、上市された EEE の 65%は、当時、既に分別回収されていたこと、その半分以上は潜在的に不正な処理と不法輸出の対象となっており、適切に処理された時でさえ報告されなかったことを示している。これは、貴重な二次原材料のロス、環境の悪化、矛盾の多いデータを提供する結果になっていた。これを回避するため野心的な回収目標を設定し、回収された WEEE が環境的に健全な方法で処理され正しい報告を行うことを確実にすることが必要である。

これを回避するために、WEEE であることが疑わしい使用済み EEE の輸送に対する最低限の要求を規定することは適切である。その適用において、加盟国は廃棄物輸送に関する 2006 年 7 月 14 日の欧州議会と理事会の規則(EC) No 1013/2006 の実施文脈中の何れかに該当する「Correspondents' Guideline」を考慮してもよい。そのような最低限要求は、いかなる場合も途上国に対する機能不全 EEE の求められていない輸出を回避することを目的とすべきである。

(16)野心的な回収目標の設定は、飽和状態にない市場やライフサイクルの長い EEE を持つ加盟国における製品の異なるライフサイクルを相応に考慮した場合に発生する WEEE の量に基づくべきである。それ故、発生した WEEE に基づいた回収率の算出方法論が近い将来に開発されるべきである。現今の見積りによれば、発生した WEEE の 85%の回収率は、先行する 3 ヶ年に上市された EEE の平均重量の 65%の回収率とほぼ、同等で

ある。

- (17)WEEE に対する特定の取扱いは、再生された材料もしくは廃棄ストリーム中の汚染の散乱を回避するために絶対に必要である。そのような取扱いは、共同体の環境保護の選択された水準に従うことを確実にする最も効果的な手段である。回収、リサイクリングおよび処理操作を実行するどのような施設もしくは請負業者も WEEE の処理に関連する負の環境影響を防止するために最小の標準に準拠すべきである。
- もし人の健康および高水準の環境保護を確実にするためならば最善の利用可能な処理、リカバリーおよびリサイクリング技術が使用されるべきである。最善の利用可能な処理、リカバリーおよびリサイクリング技術は更に、統合的な汚染予防と制御に関する 2008 年 12 月 15 日の欧州議会と理事会の指令 2008/1/EC の手順に従い、更に定義されてもよい。
- (18)緊急および新規究明健康リスク特定に関する科学評議会は、2009 年 1 月 19 日のナノテクノロジー製品のリスク評価に関する意見において、例えば、電子回路中の大規模構造に固定的に埋め込まれているナノマテリアルに対する暴露は、廃棄フェーズ中もしくはリサイクル期間中に発生するかもしれないと述べた。ナノマテリアルを含んでいる WEEE の処理からの人の健康と環境への可能なリスクを制御するため。委員会にとって特定の取扱が必要であるかどうかを評価することが適切である。
- (19)WEEE の再使用のための準備と同様に回収、貯蔵、輸送、処理およびリサイクリングは、環境と人の健康の保護および原材料の保存と噛み合ったアプローチで実施されるべきである。そして、共同体内で有用品のよりよい供給が確実であるという観点で WEEE 中に含まれている貴重な資源をリサイクリングすることを狙いとすべきである。
- (20)適切な場合、WEEE およびその構成部品、サブ組立品および消耗品の再使用の準備に優先権が与えられるべきである。好ましくない場合、分別回収されたすべての WEEE はリカバリーのために送られるべきで、そのコースにおいて高水準のリサイクルおよびリカバリーが達成されるべきである。加えて、生産者はリサイクル材を新装置に組入れることを推奨されなければならない。
- (21)WEEE のリカバリー、再使用のための準備およびリサイクリングは、当該リカバリー、再使用のための準備もしくはリサイクリングが他の加盟国または装置に応用できる他の国家法令と競合しない場合にのみ、本指令に規定される目標の達成にカウントされるべきである。WEEE の適切な再使用のための準備、リサイクリングおよびリカバリーは、健全な資源管理にとって重要であり資源の供給を最適化するであろう。

(22)WEEE 管理のファイナンスに関する基本原則は、共同体のレベルで設定されなければならない。そして、ファイナンススキームは、生産者責任の原則の実施および高い回収率に貢献しなければならない。

(23)一般家庭の電気電子機器のユーザーは WEEE を少なくとも無償で返却できる可能性を持つべきである。生産者は、回収施設からの回収および WEEE の処理、リカバリーおよび処分に対し少なくとも費用負担をすべきである。

特に、全体的な廃棄チェーンを通して WEEE の回収をファイナンスすることにより、一般家庭からの分別回収された WEEE が最適とはいえない処理や不法輸出の対象となることを回避し、共同体を横断して生産者のファイナンスを調和することにより、平準化したプレイングフィールドを創り出し、汚染者支払の原則に従ってこの廃棄物の回収のための支払を、一般の納税者から EEE の消費者にシフトすることを含み、特に全体の廃棄チェーンを通して WEEE の回収により WEEE 回収に対する十分な責任を取るよう加盟国は生産者に奨励すべきである。

生産者責任の概念に最高の効果を与えるために、各生産者は自身の製品からの廃棄物管理にファイナンスする責任がある。

生産者は、個別にあるいは回収スキームに加入することによりこの義務を果たすことを選択できるようにしなければならない。孤児製品 (orphan products) からの WEEE の管理コストが社会または残存する生産者に降りかかるのを防ぐために各生産者は製品を上市する時に補償金を提供しなければならない。

歴史的廃棄物の管理に要する費用負担の責任は、コストが発生した時点において存在する全ての生産者が均衡のとれた形で貢献する共同ファイナンス制度において存在するすべての生産者により分担されなければならない。共同ファイナンス制度は、ニッチ市場、少量生産者、輸入者および新規参入者を排除するような効果をもたらさないようにすべきである。共同スキームは、製品および含んでいる貴重な二次原材料のリサイクルの容易性に基づき区別された手数料を供給することができるだろう。太陽光パネルのように長いライフサイクルを持ち、現在の本指令によりカバーされる製品の場合、もしそれらが本指令に規定されている要求に適合していれば既存の回収およびリカバリーシステムの最善な可能性の使用が行われるべきである。

(24)生産者は、新製品の販売時点で、自由意志に基づいて環境に健全な方法での WEEE の回収、処理および処分のコストについて購買者に示すことは許されるべきである。これは、特に、賢明な消費と公衆のグリーン購入に関する持続可能な消費と生産および持続可能な産業政策行動計画に関する委員会コミュニケーションに従っている。

(25)分類していない都市ごみとして WEEE を処分せず、かつ、WEEE を分別回収するため

の要求事項について使用者への情報および回収システムおよび WEEE の管理における回収システムの役割についての使用者への情報は WEEE 回収の成功に絶対に必要である。そのような情報は、WEEE がごみ箱や都市ごみ回収の同様な手段に最終的に戻ってくるように EEE に適切な表示をすることを必要としている。

(26)生産者によって供給される構成部品や材料の特定に関する情報は WEEE の管理、特に、処理、リカバリーとリサイクリングを容易にするために重要である。

(27)加盟国は、加盟国の環境検査のための最低基準を規定している 2001 年 4 月 4 日の欧州議会と理事会の勧告 2001/331/EC を特に尊重し、本指令の適切な実施が検証されることを可能とする検査と監視の基盤を確実にすべきである。

(28)加盟国は、廃棄物管理に責任のある自然人と法人がこの指令の規定を侵害した場合に科すべき効果的で、均衡のとれた抑止的な罰則を供給しなければならない。加盟国はまた、環境破壊の防止と修正に関する環境責任についての 2004 年 4 月 21 日の欧州議会と理事会の指令 2004/35/EC を侵害することなく非順法のコストおよび救済措置を回復するための行動を取ることができる。

(29)共同体に上市された EEE の重量、回収、可能な限り全体の装置の再使用のための準備を含む再使用の準備、リカバリーもしくはリサイクリング率および本指令に従い回収された WEEE の輸出に関する情報は、本指令の目標達成を監視するために必要である。回収率を算出する目的のために EEE の重量計算のための普通の計算手法がとりわけ、この用語が全ての構成部品、サブ組立品も附属品および消耗品を含むが、包装、電池、使用者用取扱説明書および手引書を除いて上市された装置全体の実重量を含んでいるかどうかを確かめるために開発されるべきである。

(30)加盟国に特定要件が適合するならば、当局と関係経済分野間との協定により、本指令の特定の規定を実施するために選択することを許すのは適切である。

(31)技術と科学の進歩を考慮し、リカバリー目標の実施について規定を補い回収率を達成するために加盟国が直面する困難を処理するため、共同体の機能に関する条約 (TFEU) の第 290 条に従い法律を採択する権利は、技術と科学の進歩を採択し、共同体から輸出された WEEE をリカバリー目標の実施に積算する詳細規則を採択するよう特定の加盟国のためのトラディショナルな調整に関し、委員会に委任されるべきである。委員会がその準備作業中、専門家レベルを含み適切なコンサルタントを実行することが特に重要である。委任法を準備し、作成する時、委員会は欧州議会と理事会に対し、同時に、適時



で適切な文書の伝達を確実にしなければならない。

(32)本指令の実施に対する一定条件を確実にするために、実施権力は委員会に協議すべきである。これらの権力は、実施力の委員会の加盟国による制御のためのメカニズムに関する規則と一般原則を規定する 2011 年 2 月 16 日の欧州議会と理事会の規則(EC) No 182/1211 に従って行使されるべきである。

(33)本指令を国内法に転換する義務は、前の指令と比較して実質的な変更を表現する規定に限られるべきである。

(34)説明的な文書に関する加盟国と委員会の 2011 年 9 月 28 日の共同体政策宣言に従い、正当化される場合、加盟国は指令の構成部分と国家の転換文書の対応部分間の関係を説明する一つ以上の文書を彼らの転換措置の届出に添えることを行ってきた。本指令に関して、立法者はそのような文書の伝達は正当化されるべきであると考えている。

(35)本指令は、国内法転換のための期限に関する加盟国の義務および附属書 X I、パート B に規定される本指令の規定の適用を侵害しない。

(36)本指令の目標が加盟国によって十分に達成されることができず、問題の規模の理由により 共同体レベルでよりよく達成できるなら、共同体は、欧州共同体の条約第 5 条に規定されている補完原則の原理に従い措置を採択してもよい。本条に規定されている均衡の原則に従い、本指令はその目的を達成するために必要であること以上には及ばない。

この指令を採択した。

## 第1条

### 主題 (subject matter)

本指令は、指令 2008/98/EC の第1条および第4条に従って、電気および電子機器からの廃棄物 (WEEE) の不利な影響を防止、減少することにより、資源使用の総合的な影響を減少し、そのような使用の効率を改善することによって環境と人の健康を保護するための措置を規定し、持続的発展に寄与する。

## 第2条

### 適用範囲

1. 本指令は、以下の電気電子機器 (EEE) に適用する。

(a) 2012年8月13日から2018年8月14日 (移行期間) までは、文節3に従い、附属書Iに記載されているカテゴリーに該当する EEE に適用する。

附属書IIは附属書Iに記載されているカテゴリーに該当する明示的な EEE の目録を含んでいる。

(b) 2018年8月15日からは、文節3および文節4にしたがい全ての EEE に適用。全ての EEE は附属書IIIに規定されるカテゴリーに分類されなければならない。(オープンスコープ) 附属書IVは、附属書IIIに規定されるカテゴリーに該当する EEE の例示的な目録である。

2. この指令は、安全と健康、化学品について、中でも REACH 規則その他特定の共同体の廃棄物管理もしくは製造設計法令と同様に連合法令に関する要求を侵害することなく適用すべきである。

3. この指令は、以下のいかなる EEE にも適用しない。

(a) 武器、弾薬および特定の軍事目的を意図された軍事用資材を含む加盟国の安全の必須権益の保護に必要な装置

(b) この指令の範囲から除外あるいは指令の範囲に該当しない別のタイプの装置の一部として特別に設計され設置される装置、それらは当該装置の一部としてのみその機能を発揮することができる

(c) フィラメント電球

4. 文節3に特定されている装置に加え、2018年8月15日からはこの指令は以下の EEE には適用されない。

(a) 宇宙空間発射用に設計された装置

(b) 大規模固定産業用工具

- (c)固定用装置の一部として特に設計、設置されないすべての装置を除く大規模固定装置
- (d)型式認証されていない電動2輪車を除く、人又は貨物輸送用手段
- (e)職業用を除く非道路において利用可能な輸送機器
- (f)基本的に企業間取引 (business to business) でのみ利用可能である研究開発 (R & D) 目的のみに特別に設計された装置
- (g)使用期限以前に感染が予想されるような場合の医療用機器および対外診断装置および移植用医療機器

5.委員会は、2015年8月15日以前に文節1(b)に規定されている附属書Ⅲの大規模と小規模装置用を区別するパラメータを含むこの指令の適用範囲をレビューし、それに基づいて報告書を欧州議会と理事会に提出しなければならない。報告書は適切であれば法令提案を伴っていないなければならない。

### 第3条

#### 定義

1.この指令の目的のため以下の定義が適用される。

- (a)電気・電子装置 (EEE)とは、適正に動作するために電流または電磁界に依拠し、そのような電流および電磁界の生成、伝送、計測を目的とした交流 1,000V および直流 1,500V を超えない定格電圧で使用される装置を意味する。
- (b)大規模固定産業用工具とは、大規模の機械、装置および/または部品の組合せで特定の応用のために一体で機能し、与えられた場所に専門家によって永久的に固定され、取外される産業用製造施設もしくは研究開発用施設において専門家により使用され、維持される装置をいう。
- (c)大規模固定施設とは、大規模の幾つかの種類装置および適用可能な場所では他の装置との組合せで以下を意味する。
  - i 専門家により組立、設置および取外しされる
  - ii 事前に決められた固定的な場所で建物または構造物の一部として固定的に使用されるように意図される
  - iii 同じ特定に設計された装置によってのみ取り換えられる
- (d)非道路用移動装置とは、内蔵された動力源を持ちその操作は自動もしくは作動中に固定された動作場所で継続もしくは半継続動作が要求される機械を意味する。

(e) 廃電気電子機器もしくは **WEEE** とは、廃棄時点で製品の一部であるすべての構成部品、中間組立品および消耗品を含む指令 2008/98/EC 第 3 条(1)の意味における廃棄物である電気電子機器を意味する。

(f) 生産者とは、使用される販売技術にはかかわりなく遠隔契約における消費者保護に関する 1997 年 5 月 20 日の欧州議会および理事会指令 97/7/EC の意味での遠隔通信を含み以下に該当する自然人もしくは法人を意味する。

(i) 加盟国内で設立され自身の名称または商標で **EEE** を製造するもしくは加盟国の域内で自身の名称もしくは商標で **EEE** を設計、製造、上市させている者。

(ii) 加盟国で設立され、加盟国領域内で自身の名称または商標で他の供給者により製造された装置を再販売する者、もし(i)に供給されている装置上に生産者の商標が記されている場合は、再販売者は生産者とはみなされない。

(iii) 加盟国において設立され、職業として第三国もしくは他の加盟国から **EEE** を上市する者。

(iv) 加盟国および他の加盟国もしくは第三国に設立されていて、遠隔通信手段により **EEE** を直接に加盟国の一般家庭またはそれ以外の使用者に販売する者。

資金契約の下でもしくは資金契約に従い、専ら資金を供給するものが(i)~(iv)の意味の範囲で生産者として行動しないならば生産者とはみなされない。

(g) 流通業者とは、サプライチェーンにおける自然人または法人で市場において **EEE** を利用可能にする者をいう。この定義は流通業者が同時に(f)の意味での生産者であることを妨げない。

(h) 一般家庭からの **WEEE** とは、一般家庭から出る **WEEE** とその性質と量を理由に一般家庭から出る **WEEE** と類似である商業、産業および団体施設その他の発生源が出る **WEEE** を意味する。

一般家庭以外の一般家庭と使用者により使用されると思われる **EEE** からの廃棄物はいずれにしても一般家庭からの **WEEE** と見なされる。

(i) 資金契約 (**finance agreement**) とは、契約または取り決めないし担保契約または取り決めが当該機器の所有権の譲渡が行われるようにする、または行われるかもしれないことと規定するか否かに関わらず、機器に関連するローン、リース、借上げもしくは繰り延べ売買契約を意味する。

(j) 市場で利用可能にするとは、有償、無償に関わりなく商業活動のコースにおいて、加

盟国の市場における流通、消費もしくは使用のための製品の供給を意味する。

(k) 上市とは、職業上で加盟国の領内の市場で製品を最初に利用できるようにすることを意味する。

(l) 取外しとは、危険な物質、混合物および部品が身元を確認できる流れに含まれているかもしくは取扱い過程内の流れの身元を確認できる部分であるという結果を持つ人手、機械、化学、冶金学等による取扱いを意味する。

(m) 医療機器とは EEE である医療機器に関する 1993 年 6 月 14 日の理事会指令 93/42/EEC の第 1 条(2)のそれぞれ(a)または(b)の意味内での医療機器または附属品を意味する。

(n) 体外診断装置とは、EEE である体外診断装置に関する 1998 年 10 月 27 日の欧州議会と理事会の指令 98/79/EC の第 1 条(2)のそれぞれ(b)または(c)の意味における体外診断装置と附属品を意味する。

(o) 埋め込み移植用医療装置とは、EEE である埋め込み移植用医療装置に関する加盟国の法律の近似化に関する 1990 年 6 月 20 日の理事会指令 90/385/EEC の第 1 条(2)(c)の意味での埋め込み移植用医療装置を意味する。

2 更に、「危険な廃棄物」、「回収」、「分別回収」、「予防」、「処理」、「リカバリー」、「再使用のための準備」、「リサイクリング」および「廃棄」については、指令 2008/98/EC の第 3 条に規定されている定義を適用する。

#### 第 4 条

#### 製品設計

指令 2009/125/EC を含む域内市場の適正な機能および製品設計に関する共同体法令の要求を侵害することなく、特に WEEE とその構成部品および材料の再使用、取外しおよび修復 (recovery) 容易化を考慮して加盟国は製造者とリサイクル業者間の協力および EEE の設計と生産を促進する措置を確実にしなければならない。

この文脈において、例えば、環境保護および/または安全要求に関してそのような設計特性または製造工程が優先的優位性を提供しないならば、加盟国は指令 2009/125/EC の枠組みで確立された WEEE の再使用と処理を促進する環境配慮設計要求が適用され、製造者が特定の設計または製造工程を通して WEEE の再使用を妨げないように適切な措置をとるべき

である。

## 第5条 分別回収

1. 加盟国は、分類されない都市ごみの形での WEEE の廃棄の最少化および回収されたすべての WEEE の正しい処理を確実にし、WEEE の高水準の分別回収を達成するための適切な措置を採用しなければならない。(特に優先事項としてオゾン破壊物質およびフッ素系温暖化ガスを含む熱交換装置、水銀を含む蛍光灯、太陽光パネルおよび附属書Ⅲの 카테고리5 と 6 に言及されているような小型装置)

2. 一般家庭からの WEEE に対し加盟国は、以下を確実にしなければならない。

(a) 最終所有者と流通業者がそのような廃棄物を少なくとも無償で返却することを認めるシステムを設立すること。

加盟国は、特に、人口密度を考慮して必要な回収施設の利用可能性と立ち入り利便性を確実にしなければならない。

(b) 新しい製品を供給する時、流通業者は装置が同等の型で同じ機能を発揮している限り、そのような廃棄物が一対一を基準として少なくとも無償で流通業者に返却されることができることを確実にする責任がある。

加盟国は、もし WEEE の返却が最終所有者にとって更に困難にならず、最終所有者にとって無償のままであるならば規定を緩和してもよい。緩和を利用する加盟国はそれについて委員会に通知しなければならない。

(c) 流通業者は、もし、代替の既存の回収計画が少なくとも効果的でないという評価を示しているならば、少なくとも 400 m<sup>2</sup> の EEE に関する売場面積を持つ小売店もしくはその直ぐ近隣で小型の WEEE (外形寸法 25cm 以下) の回収場所を最終使用者に対して無償でかつ、同等の型の EEE を購入する義務なしで供給しなければならない。そのような回収場所は、公衆に対して利用可能である。回収された WEEE は、第8条に従って適切に処理されなくてはならない。

(d) (a)(b)および(c)にもかかわらず、生産者はもし、この指令の目的に一致するならば、一般家庭からの WEEE を個人でおよびまたは集団で引き取るシステムを設立し、操作することを認められるべきである。

(e) 国家と共同体の健康と安全標準を考慮して、汚染に起因して人に対する健康と安全危険性を呈する WEEE は(a)(b)および(c)において返却を拒否されるかもしれない。加盟国は、そのような WEEE に対して特定の準備をしなければならない。

加盟国は、装置が基本的構成部品を含んでいないかもしくは装置が WEEE 以外の廃棄物を含んでいる場合、(a)(b)および(c)に従い WEEE の返却に対して特別の準備をしてもよい。

3. 加盟国は、文節 2 に言及されるような一般家庭からの WEEE の回収許可業者を選定してもよい。
4. 加盟国は、文節 2 と 3 に言及される回収施設に預託されている WEEE が、製造者または彼らを代行する第 3 者に引き渡されることおよび再使用の準備の目的のために選定された施設 (establishment) または引受け事業所 (undertaking) に引き渡されることを要求してもよい。
5. 一般家庭からの WEEE 以外の WEEE の場合は、第 13 条の規定にもかかわらず、加盟国は生産者又は彼らの代行の第三者がそのような廃棄物の収集場所を供給することを確実にしなければならない。

## 第 6 条

### 回収された WEEE の処理と輸送

1. 加盟国は、第 8 条で特定されている処理を未だ受けていない個別に回収された WEEE の処分を禁止すべきである。
2. 加盟国は、個別に回収された WEEE の収集と輸送が再使用のための準備、リサイクリングおよび危険物質の制限のために最適な条件を許される方法で実行されることを確実にしなければならない。

再使用のための準備を最大化するため、加盟国は、更なるすべての輸送にも先立ち、適切な場合、回収された WEEE が他の分離回収された WEEE とは分離された回収場所での分離のため、特に、再使用センターから個人的立入りを認めることにより、回収計画もしくは施設を供給することを促進しなければならない。

## 第 7 条

## 回収率

1. 第 5 条 (1) を侵害することなく、各加盟国は「製造者責任」原則の実施とその基準に基づいて毎年最少回収率が達成されることを確実にしなければならない。2016 年から最少回収率は、関連する加盟国において与えられた年に第 5 条および第 6 条に従い回収された WEEE の総重量を先行する 3 年間に上市された EEE の平均重量に対するパーセンテージで表現した場合、45%とするべきである。加盟国は、もし第二文節において規定されている回収率がいまだに実現されていないならば、2016 年から 2019 年の期間中に回収される WEEE の重量を段階的に増加させることを確実にしなければならない。

2019 年から毎年実現されるべき最少回収率は関連する加盟国における先行する 3 年間に上市された EEE の平均重量の 65%もしくはその代替として、当該加盟国の領域内で発生した WEEE の 85%の何れかにすべきである。

2015 年 12 月 31 日までは一般家庭からの WEEE が年平均一人あたり少なくとも 4kg の分別回収もしくは先行する 3 年間ににおける加盟国で回収された WEEE の年平均一人あたりの重量のどちらが大きいにせよ継続して適用される。

加盟国は、もっと野心的な WEEE の分別回収率を設定してもよい。そしてそのような場合は、委員会に報告すべきである。

2. 最少回収率が達成されたかどうかを立証するため、加盟国は第 5 条に従い個別に回収された WEEE に関連する少なくとも以下を含んだ情報が無償で加盟国に伝達されていることを確実にしなければならない。
  - (a) 回収施設および処理施設により受領されている。
  - (b) 流通業者によって受領されている。
  - (c) 製造業者または彼等の代行を行う第三者によって個別に回収されている。
3. 文節 1 からの緩和のため、ブルガリア、チェコスロバキア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロベニアおよびスロバキアは、彼らの必要な基盤（インフラストラクチャ）が欠落していることおよび EEE 消費水準が低いことから以下を決定してもよい。
  - (a) 2016 年 8 月 14 日から先行する 3 年間に上市された EEE の平均重量の 40%以上で 45%以下の回収率を達成する。



- (b) 2021年8月14日以前の何れかの自身で選択した日まで文節1の第二サブ文節で言及される回収率の達成を延期する。
4. 委員会は、加盟国が文節1に規定される要求に従うために直面する困難を処理するため必要な過渡的な調整を規定している第20条に従い委任法を採用する権限を与えられる。
  5. 本条実施のための一定の条件を確実にするため、委員会は2015年8月14日までに国内市場に上市されたEEEの重量の算出のための一般的方法論および各加盟国において重量によって発生されたEEEの量の算出のための一般的な方法論を確立する実施法(implementing acts)を採用すべきである。それらの実施法は第21条(2)に言及されている検査手順(examination procedure)に従い採用されるべきである。
  6. 委員会は、2015年8月14日までにEU議会およびEU理事会に文節1に言及される回収率に関連する期限の見直しと附属書Ⅲ、特に温度交換装置、太陽光パネル、小型装置、小型ITおよび遠隔通信装置および水銀含有照明に規定される一つ以上のカテゴリーの個々の回収率の設定について報告を提出しなければならない。報告は、もし適切であるなら法律要求を伴っていなければならない。
  7. 影響研究(impact study)に基づき、委員会が発生したWEEEに関し、回収率の改定が必要であると考えらるならば、法律要求をEU議会と理事会に提出すべきである。

## 第8条 適切な処理

1. 加盟国は、全ての個別に収集されたWEEEが適切な処理をされることを確実にしなければならない。
2. 再使用のための準備以外の適切な処理およびリカバリー又はリサイクルの操作は、最低でも附属書Ⅶに従いすべての液体の除去と選択的な処理を含むべきである。
3. 加盟国は、製造者又は彼らの代行を行う第三者が、最善の利用可能な技術を使ってWEEEのリカバリーを提供するためのシステムを設定することを確実にしなければならない。そのシステムは、製造者が個々にまたは集団で設立してもよい。加盟国は、附属書Ⅷに規定されている技術要求に従いWEEEの貯蔵および処理を行う施設または引受け事業所が収集又は処理の操作を実施することを確実にしなければならない。

4. 委員会は、人の健康および環境に対する保護の少なくとも同レベルを確実にする他の処理技術を紹介するために附属書VIIの修正に関し第 20 条に従い委任法を採択するための権限を与えられるべきである。

委員会は、優先事項として、携帯電話用プリント基板および液晶ディスプレイに関連して修正されるようエントリーが必要であるかどうかを評価しなければならない。

委員会は EEE に含まれているナノマテリアルを処理するために附属書VIIの修正が必要であるかどうかの評価を求められる

5. 環境保護の目的のため、回収された EEE の処理に対する最低の品質基準を規定してもよい。

そのような品質基準を選択した加盟国は、そのような基準を発行した旨を委員会に告知しなければならない。

委員会は、2013 年 2 月 14 日以前に、欧州標準化組織 (European standardization organization) に WEEE のリカバリ、リサイクリングおよび再使用の準備を含む処理に対する欧州標準を開発することを要求しなければならない。それらの標準は最新の技術を反映しなければならない。本条の実施のための一定条件を確実にするために、委員会は、特に欧州標準化組織により開発された標準に基づき最低の品質基準を規定している実施法 (implementation acts) を採択してもよい。これらの実施法は、第 21 条 (2) において言及されている検査手順 (examination procedure) にしたがって採択避けなければならない。委員会により採択された基準への言及は発行されなければならない。

6. 加盟国は、共同体の環境管理および監査スキーム (EMAS) の組織によるボランティア参加に関する 2009 年 11 月 25 日の欧州議会と理事会の規則 (EC) No 1221/2009 に従い公式化された環境マネジメントシステムを導入するために処理オペレーションを実行する施設または請負業者を促進しなければならない。

## 第 9 条

### 許可

1. 加盟国は、処理操作を行うあらゆる施設もしくは処理事業所が指令 2008/98/EC の第 23 条に従い、適格当局から許可を得ることを確実にしなければならない。
2. 許可要求からの除外および除外および登録のための条件はそれぞれ指令 2008/98/EC の第 24 条、第 25 条および第 26 条に従わなければならない。

3. 加盟国は、文節 1 および 2 に言及される許可もしくは登録は第 8 条(2)(3)および(5)の要求に準拠し、第 11 条に規定されているリカバリー目標を達成することがすべての必要条件として含まれていることを確実にしなければならない。

## 第 10 条

### WEEE の輸送

1. もし WEEE の輸送が規則(EC) No 1013/2006 および廃棄物の国境外への移動の管理に関する OECD 決定が適用されない特定の国への欧州議会と理事会の規則(EC) No 1013/2006 の附属書ⅢもしくはⅢA に収載されている特定の廃棄物のリカバリーに対する輸出に関連する委員会規則(EC) No1418/2007 に従っているならば、処理操作はそれぞれの加盟国もしくは共同体の外で行われるかもしれない。
2. 共同体から輸出された WEEE は、規則(EC) No 1013/2006 および規則(EC) No 1418/2007 に従い、輸出者がこの指令の要求と同等の条件で処理が行われたことを証明できる場合にのみこの指令の第 11 条に規定されている義務および目標の履行に算定される。
3. 委員会は、2014 年 2 月 14 日以前に第 20 条に従って、この条の第 2 文節と同等条件の評価基準についてそれを補足する詳細な規則が規定される委任法 (delegated acts) を採択しなければならない。

## 第 11 条

### リカバリー目標

1. 第 5 条に従って分別回収され第 8、9 条および 10 条に従って処理場に送られるすべての WEEE に関連し加盟国は生産者が附属書 V に規定される最低目標に適合することを確実にしなければならない。
2. 目標の達成は各々のカテゴリーに対して、リカバリーもしくはリサイクリングに関し第 8 条(2)に従って適正な処理後、リカバリーもしくはリサイクルリング/再処理のための準備施設に入る WEEE の重量をすべての分別回収された WEEE の重量によって除算することによって百分率 (パーセンテージ) で表現しなければならない。
3. この条の実施のための一定条件を確実にするため、委員会は最低目標の適用に対する算出方法に関する追加の規定を確立するよう実施規則を採用してもよい。これらの実施規則は、第 21 条(2)に言及される検査手順に従い採用されなければならない。

4. 加盟国は、これらの目標算出の目的のため生産者もしくは彼らの代行をする第3者は WEEE、構成部品、材料もしくは物質が回収施設からの搬出、処理施設への搬入およびリカバリー、もしくはリサイクリング/再使用のための準備で施設への搬入時の WEEE の重量について記録を保持することを確実にしなければならない。

加盟国は、同様に文節 6 の目的のために再使用のための準備施設からリカバリーもしくはリサイクリングに搬出される製品、材料の重量に関する記録が保持されることを確実にしなければならない。

5. 加盟国は、新しいリカバリー、リサイクリングおよび処理技術の開発を確実にしなければならない。

6. 付随される委員会報告書に基づき、適切ならば法令要求により欧州議会と理事会は、2016 年 8 月 14 日までに附属書 V、パート 3 に言及されるリカバリー目標を再検査し、再使用のために準備される WEEE の予備目標を設定する可能性を検査し、リカバリー、リサイクリングおよび再使用プロセスのための準備から結論する製品と材料に基づいて目標を設定する技術可能性（フィージビリティ）を解析する観点で文節 2 に言及されている算出方法を再検査しなければならない。

## 第 12 条

### 一般家庭からの WEEE に関するファイナンス

1. 加盟国は第 5 条(2)の下で規定されている回収施設に置かれている一般家庭からの WEEE の回収、処理、リカバリーおよび環境的に健全な廃棄の資金を生産者が供給することを保証しなければならない。

2. 加盟国は、適切であれば生産者が一般家庭から回収施設への WEEE の回収のために発生するコストの資金を負担することを確実にしなければならない。

3. 2005 年 8 月 13 日以降に上市されている製品に対して、各生産者は自身の製品からの廃棄に関連する文節 1 に言及される操作をファイナンスするための責任を負うべきである。生産者はこの義務を実行するため、個人もしくは回収計画に参加するか何れかの方法により義務を果たすための選択をすることができる。

加盟国は、製品の上市の際、各生産者がすべての WEEE の管理は資金が融資されていることを示して保証を提供することを確実にし、生産者は第 5 条(2)に従って製品に明確に

標識をつけることを確実にしなければならない。この保証は、この製品に関連する文節 1 に言及される操作はファイナンスされていることを確実にしなければならない。保証は、WEEE の管理のファイナンスのための適切な計画においてリサイクル保険もしくは封鎖銀行アカウント等への生産者が参加加入の形を取ってもよい。

4. 2005 年 8 月 13 日以前に上市された製品からの WEEE (歴史的廃棄物) の管理コストの費用負担の責任は、それぞれのコストが発生した時点で市場に存在するすべての生産者が均衡のとれた形で、例えば、機器の型に応じたそれぞれの市場占有率に比例して、一つまたはそれ以上のシステムで負わなければならない。
5. 加盟国は、関係する加盟国の域外で上市されるため EEE が移動される場合、生産者の分担額の払い戻しのために適切な仕組みもしくは返還手順が開発されることを確実にするために必要な措置を講じなければならない。そのようなメカニズムもしくは手順は生産者もしくは彼等の代理人によって開発されてもよい。
6. 委員会は、2015 年 8 月 14 日までに生産者によって実際の廃棄コストを WEEE のファイナンスに組入れるための基準の可能性に関する報告を行い、適切であれば法令提案を欧州議会および理事会に提出するよう求められる。

### 第 13 条

#### 一般家庭以外の使用者からの WEEE に関するファイナンス

1. 加盟国は、2005 年 8 月 13 日以後上市された製品に由来する一般家庭以外の使用者からの WEEE の回収、処理、リカバリーおよび環境上健全な廃棄のためのコストの資金が当該製品の生産者によって供給されることを確実にしなければならない。  
新しい同等の製品や同じ機能を実現する新しい製品で置き換えられる歴史的廃棄物に対するコストの資金はそれらが供給される時、それらの製品の生産者により供給されなければならない。  
加盟国は、代替として一般家庭以外の使用者を一部もしくは全体的にこの資金の責任とすることができる。他の歴史的廃棄物に対しては、コストの資金は一般家庭以外の使用者によって供給される。
2. 生産者と一般家庭以外の使用者は、この指令を侵害することなく他の資金調達方法を明記して契約を締結してもよい。

### 第 14 条

## 使用者に対する情報

- 1.加盟国は、新製品の販売時に生産者が回収、処理および環境配慮方法での廃棄コストを購入者に示すよう要求してもよい。  
上述のコストは、負担させられている実際のコストの最善の見積りを超えてはならない。
- 2.加盟国は、一般家庭の EEE の使用者に以下についての必要な情報が与えられることを確実にしなければならない。
  - (a)分類されない都市ごみとして WEEE を処分せずに、そのような WEEE は分別回収することを要求
  - (b)彼等が利用できる返却と回収システム、生産者とその他の操作者が設置しているそれぞれの利用可能な回収ポイントに関する情報の調整を促進
  - (c)再使用、リサイクリングおよび WEEE のリカバリーの以外の形式に貢献する彼らの役割
  - (d)EEE の危険物質の存在結果として、環境と人の健康に関する潜在的な影響
  - (e)附属書IXに示されている表象 (symbol) の意味
- 3.加盟国は、消費者が WEEE の回収に参加し、再使用、処理およびリカバリーを容易にするよう彼等を促進するための適切な措置を採用しなければならない。
- 4.未分類の WEEE の都市ごみとしての処分を最少化し、分別回収を促進する観点で加盟国は、生産者が附属書IXに示される表象(欧州標準 EN50419)を上市される EEE に適切に示すことを確実にしなければならない。  
製品寸法や製品機能による例外として、表象は包装、製品取扱説明書および保証書に印刷されなければならない。
- 5.加盟国は、文節 2、3 および 4 で言及されている幾つかのもしくはすべての情報は、生産者および/または流通業者によって例えば、使用のための取扱説明書や販売時および販売促進活動を通して供給されることを要求してもよい。

## 第 15 条

### 処理施設に対する情報

1. WEEE の保守、機能向上、リファーマビリティおよびリサイクルを含む再使用のための準備および正しく環境的に健全な処理を促進するために加盟国は、生産者が当該装置の初めての上市後 1 年以内に、各々の新しい WEEE のタイプに関する再使用および処理の準備について生産者が無償で情報を提供することを確実にするために必要な

措置を講じなければならない。

この指令の規定を遵守するために再使用のための準備センター、処理およびリサイクル施設によって必要とされる限りは **EEE** 中の危険な物質および混合物の場所と同様に様々な **EEE** の構成部品と材料を特定しなければならない。これは生産者がマニュアルの形または電子媒体（例えば **CD-ROM**、オンラインサービス）の形式により再使用のために準備するセンター、処理およびリサイクル施設にとって利用可能な形で作成されなければならない。

2. **EEE** が上市された日を明確に識別できるようにするために加盟国は、**EEE** 上の標識は 2005 年 8 月 13 日より後に上市されたことを明記することを確実にしなければならない。なるべくなら、この目的には、欧州標準 **EN 50419** が適用されなければならない。

## 第 16 条

### 登録、情報および報告

1. 加盟国は、文節 2 に従って遠隔通信の手段により **EEE** を供給する生産者を含む生産者の登録簿を作成しなければならない。  
その登録簿は、本指令の要求に従い監視に役立つ。

第 3 条(1)(f)(iv)に定義されている遠隔通信手段により **EEE** を供給する生産者は、彼らの販売先の加盟国に登録されなければならない。そのような生産者が販売先の加盟国に登録されない場合は、彼等は第 17 条(2)に言及されるように認定代理人 (**authorized representative**) を通して登録されなければならない。

2. 加盟国は以下を確実にしなければならない。
  - (a) 各々の生産者もしくは第 17 条で任命された認定代理人は要求されたものとして登録され、当該加盟国における生産者の活動を反映するすべての情報を国家の遠隔登録に加入する可能性を有すること
  - (b) 登録に関して、生産者もしくは第 17 条で任命された認定代理人は適切であれば更新することを引き受けて附属書 X パート A に規定されている情報を供給すること
  - (c) 各々の生産者もしくは第 17 条で任命された認定代理人は附属書 X パート B に規定されている情報を供給すること

(d)国家登録簿は、すべての加盟国の生産者もしくは第 17 条で任命されている認定代理人の登録を促進するためウェブサイト上に他の国家登録簿のリンクを供給すること

3. この条文の実施のための同一条件を確実にするため、委員会は、登録および報告の書式および登録のための報告の頻度を確立する実施法 (implementation acts) を採用しなければならない。その実施法は第 21 条(2)に言及されている検査手順に準拠して採用されなければならない。
- 4.加盟国は、実証された見積もりを含む上市された EEE の量とカテゴリーをすべてのルートを通して回収された、加盟国内で再使用のために準備され、リサイクルされ、リカバリーされた WEEE および分別回収され輸出された WEEE を含む情報を重量によって年間基準で収集しなければならない。
- 5.加盟国は、3 年間隔でこの指令の実施および文節 4 に規定されている情報に関して委員会に報告書を送付しなければならない。実施報告書は、委員会決定 2004/249/EC および 2005/369/EC に規定されている質問票に基づき記入しなければならない。報告書は、それによって包含されている 3 年間の期間の最後の 9 ヶ月以内に委員会にとって利用可能にされなければならない。

最初の報告書は、2014 年 2 月 14 日から 2015 年 12 月 31 日までの期間を包含しなければならない。

委員会は、加盟国から報告書を受け取ってから 9 ヶ月以内にこの指令の実施に関する報告書を発行しなければならない。

## 第 17 条

### 認定代理人

1. 各加盟国は、他の加盟国で設立されている第 3 条(f)(i)から(iii)で定義されている生産者は第 3 条(1)(f)(i)から(iii)に対する例外で認定代理人としてその領域に法人もしくは自然人を任命することが認められることを確実にしなければならない。認定代理人はその領域内でこの指令に従い生産者の義務を実行することに責任を持つ。
2. 各加盟国は、第 3 条(1)(f)(iv)で定義され、その領域に設立されている生産者が、設立さ



れていない他の加盟国に EEE を販売するためにその加盟国の領内にこの指令に従い生産者の義務を実行する責任ある人物としてその生産者の認定代理人を任命することを確実にしなければならない。

3. 認定代理人の任命は、書面による命令でなされなければならない。

## 第 18 条 行政的協調と情報交換

加盟国は、この指令を履行する責任がある当局がお互いに協力することを、特に生産者がこの指令の規定に準拠していることを確実にするための適切な情報の流れを確立するために、そして適切な場合は、この指令の適正な履行を促進するため相互におよび委員会に情報を供給することを確実にしなければならない。特に、国内の登録者間においては、行政上の協力および情報の交換は通信の電子的手段を含んでいなければならない。協力は、特に協力を要求されている当局の加盟国において効力のあるデータ保護法の規定に従い、検査結果を含んで妥当な文書と情報への立入の許可を含んでいなければならない。

## 第 19 条 科学と技術の進歩の適用

委員会は科学と技術の進歩を第 16 条(5)および附属書IV、VII、VIIIおよびIXに適用するために必要な修正に関して第 20 条に従い委任法 (delegated acts) を採用する権限を与えられなければならない。

附属書VIIを修正する時は、電気電子機器の特定危険物質の使用の制限に関する 2011 年 6 月 8 日の欧州議会と理事会指令 2011/65/EU の下で認められている除外が考慮されなければならない。

附属書が修正される前に、委員会は、特に EEE の生産者、リサイクル業者、処理業者、環境組織と従業員および消費者関係者と協議しなければならない。

## 第 20 条 委任の行使

1. 委任法を採用する権限は、この条文に規定されている条件に従って委員会に与えられる。
2. 第 7 条(4)、第 8 条(4)、第 10 条(3)および第 19 条に言及されている委任法を採用する権

利は2012年8月12日から5年間の期間委員会に与えられなければならない。委員会は、5年の期間終了の9ヶ月以前に権限の委任に関する報告書を記載しなければならない。権限の委任は、もし、欧州議会および理事会がそのような延長に各期間の終了3ヶ月以前に反対しない場合、同様の期間暗黙裡に延長されなければならない。

3. 第7条(4)、第8条(4)、第10条(3)および第19条に言及される権限の委任は欧州議会もしくは理事会によっていつでも廃止されてもよい。廃止するための決定はその決定に特定されている権限の委任を終了しなければならない。それは欧州共同体の官報に決定を刊行した日もしくはそこに特定された日以降に効力を発する。  
そして、既に、発効しているいかなる委任法にもまったく影響しない。
4. 委任法を採用する場合、委員会はそれを同時に欧州議会と理事会に届出しなければならない。
5. 第7条(4)、第8条(4)、第10条(3)および第19条に従って採用された委任法は、欧州議会および理事会のいずれかによってその法が欧州議会と理事会に届けられてから2ヶ月以内に反対されなかった場合もしくはその期間の終了前に欧州議会および理事会の両方が委員会に反対を表明しない場合には発効しなければならない。  
その期間は、欧州議会もしくは理事会の主導で2ヶ月間延長されなければならない。

## 第21条

### 理事会手続

1. 委員会は、指令2008/98/ECの第39条によって設立された理事会により支援されなければならない。理事会は、規則(EC) No 182/2011の意味の範囲での理事会でなければならない。
2. この文節に対して言及される場合、規則(EC) No 182/2011の第5条を適用しなければならない。

理事会が意見を提案しない場合、委員会は草案実施法および規則(EC) No182/2011の第5条(4)の第三文節は適用してはならない。

## 第22条

### 罰則

加盟国は、この指令に従い採用した国内規定の不正に適用できる罰則に関する規則を規定し、それらが実行されることを確実にする必要な措置を講じなければならない。供給される罰則は、効果的で、均衡がとれ抑止的でなければならない。加盟国は、遅くとも 2014 年 2 月 14 日までに委員会にそれらの規定を届出しなければならない。そして、それらに影響するいかなる後続の修正についても遅滞なく届出しなければならない。

## 第 23 条 検査と監視

1. 加盟国は、この指令の適切な実行を検証するためにふさわしい検査と監視を行わなければならない。

上記の検査には少なくとも以下が含まれていなければならない。

(a) 生産者の登録簿の枠組みにおいて報告される情報

(b) 規則(EC) No 1013/2006 および規則(EC) No 1418/2007 に従った共同体外への輸送、特に WEEE の輸出

(c) 指令 2008/98/EC およびこの指令の附属書VIIに従った処理施設での操作

2. 加盟国は、WEEE であるか疑わしい使用済み EEE の輸送が附属書IVの最低要求に従って実行され、適宜そのような輸送を監視することを確実にしなければならない。

3. WEEE であるか疑わしい使用済み EEE の貯蔵コストを含む適切な分析と検査のコストは生産者、彼等に代わり行動する第三者もしくは WEEE であるか疑わしい使用済み EEE の輸送を調整する他の関係者に賦課されてもよい。

4. この条と附属書VIの実施のための同一条件を確実にするため、委員会は検査と監視に関する追加規則および特に、附属書VI、項 2 の実行のための同一条件を確立する実施法 (implementing acts) を採用してもよい。それらの実施法は、第 21 条(2)に言及される検査手順に従い採用されなければならない。

## 第 24 条 国内法への転換

1.加盟国は、2014年2月14日までにこの指令に従い必要な法律、規則および行政規定を施行しなければならない。加盟国はそれらの規定の文言を直ちに委員会に報告しなければならない。加盟国がそれらの規定を採用する時は、この指令への言及が含まれているかもしくは官報告示の発表時点でこのような言及が付記されていなければならない。加盟国は、またこの指令によって廃止される既存の法律、規則および行政規則における指令に対する言及はこの指令に対する言及として引継がれる旨の声明を含まなければならない。

加盟国はそのような言及が如何になされるべきかおよびその声明をいかにまとめるかを決定しなければならない。

2.加盟国は、この指令により包含される分野で採択する国家の主要規定の文言を委員会に伝達しなければならない。

3. 本指令で定める目的が達成されるという条件の下で、加盟国は、第8条(6)、第14条(2)および第15条に定める規定について所管当局および関連経済分野との間で協定という手段により、国内法に転換することができる。そのような協定は次の要求事項に適合しなければならない。

(a)協定は、執行可能なものであること

(b)協定は、期限に対応して目的を記載すべきこと

(c)協定は、国家官報もしくは同等に一般が立入り可能な公式文書に告示され、欧州委員会に伝達されること

(d)達成された結果は、定期的に監視され、所管当局および欧州委員会に報告され、協定に定められた条件で一般に利用可能に（公表）されること

(e)所管当局は、協定に基づき達成された進捗が調査されることを確実にすること

(f)協定を遵守しない場合は、加盟国は法律、規則もしくは行政規則により本指令の関連する協定を履行しなければならない

## 第 25 条

### 廃止

附属書 X I、パート A に記載されている指令により修正されている指令 2002/96/EC は国内法への転換のための期限に関連する加盟国の義務および附属書 X I、パート B に規定する指令の適用を侵害することなく、2014年2月15日に廃止が効力を発する。

廃止される指令に対する言及はこの指令に対する言及に引継がれなければならない、附属書

X II の対応表に従い読まれなければならない。

第 26 条

発効

本指令は、欧州共同体官報に告示された日から 20 日目に発効する。

第 27 条

宛先

この指令は、加盟国に宛てられる。

2012 年 7 月 4 日、ブリュッセルにおいて制定

欧州議会

議長

M.SCHULZ

理事会

議長

A.D.MAVROYIANNIS

## 附属書 I

第2条(1)(a)に供給される移行期間、この指令に含まれるEEEのカテゴリー

1. 大型家庭電器製品
2. 小型家庭電器製品
3. IT および遠距離通信装置
4. 民生用装置および太陽光パネル
5. 照明装置
6. 電気、電子工具（大規模据付産業工具を除く）
7. 玩具、レジャーおよびスポーツ装置
8. 医療装置（すべての移植用および被感染製品を除く）
9. 監視および制御機器
10. 自動販売機

## 附属書Ⅱ

### 附属書Ⅰの範疇に該当するEEEの例示リスト

#### 1. 大型家庭電器製品

大型冷却装置  
冷凍機  
冷蔵庫  
食料品冷凍保存用その他大型電気製品  
洗濯機  
衣料乾燥機  
食器洗浄器  
調理器  
電気ストーブ  
ホットプレート  
電子レンジ  
調理および食料加工用のその他大型電気製品  
電気暖房製品  
電気ラジエーター  
部屋、寝具および座用その他大型電気製品  
扇風機  
空調用電気製品  
その他の排気及び空調用製品

#### 2. 小型電気製品

掃除機  
カーペットクリーナー  
掃除用のその他電気製品  
縫製、ニット、紡織およびその他繊維加工用電気製品  
アイロンその他衣料ケア用電気製品  
トースター  
フライヤー  
粉碎機、コーヒーマシンおよび容器または包装用の開閉装置  
電気ナイフ  
ヘアカット、ヘアドライヤー、歯磨き、髭剃り、マッサージおよびその他のボ

ディケア用電気製品

時計、腕時計および時間の計測、指示または登録目的用の装置  
秤

### 3. IT および遠距離通信装置

中央データ処理装置

メインフレーム

ミニコンピュータ

プリンタユニット

パーソナルコンピュータ

パーソナルコンピュータ (CPU、マウス、スクリーンおよびキーボードを含む)

ラップトップコンピュータ (CPU、マウス、スクリーンおよびキーボードを含む)

ノートブックコンピュータ

ノートパッドコンピュータ

プリンター

コピー装置

電気電子タイプライター

携帯およびデスク計算機

電子手段による情報の収集、蓄積、加工、提案または通信用のその他製品及び  
機器

ユーザー端末とシステム

ファクシミリ (fax)

テレックス

電話機

ペイテレフォン

コードレス電話機

セルラーテレフォン

アンサリングシステム

遠隔通信により音声、イメージまたはその他情報を伝達する製品または機器

### 4. 民生用装置と太陽光パネル

ラジオセット

テレビジョンセット

ビデオカメラ



ビデオレコーダ  
ハイファイレコーダ  
オーディオアンプリファイア  
音楽用機器（楽器）  
遠隔通信により音声およびイメージの配信用信号およびその他の技術を含む音声またはイメージの記録、再生目的用のその他製品または機器  
太陽光パネル

#### 5. 照明装置

家庭用の発光体を除く蛍光灯用発光体  
直蛍光照明  
コンパクト蛍光灯  
高圧ナトリウムランプとメタルハライドランプを含む高輝度放電ランプ  
低圧ナトリウムランプ  
フィラメント電球を除く拡散または盛業目的用のその他の照明および装置

#### 6. 電気電子工具（大規模据付産業用装置を除く）

ドリル  
鋸  
縫製機械  
木材、金属その他材料用の回転、粉碎、磨き、研磨、鋸挽き、切削、せん断、穴あけ、穴加工、パンチ、折り曲げ、曲げまたは類似加工用の装置  
リベット、釘うちまたはねじ固定およびリベット、釘、ねじ固定の取り外しまたは類似用途のための工具  
溶接（ウェルディング、ソルダーリング）または類似用途のための工具  
その他の手段による液体またはガス状物質のスプレー、スプレッドまたはその他の処理用の装置  
芝刈りまたはその他のガーデニング活動用工具

#### 7. 玩具、レジャーおよびスポーツ装置

電動汽車またはカーレーシングセット  
ハンドヘルドビデオゲームコンソール  
ビデオゲーム  
バイク、ドライブ、ランニング、ローイング（rowing）その他用のコンピュータ  
電気電子構成部品付のスポーツ用機器  
コインスロットマシン

8. 医療用装置（すべての移植用と感染性製品を除く）

放射線治療機器

心臓治療用機器

透析用機器

人工呼吸器

核治療用装置

体外診断用実験装置

分析器

冷凍庫

受胎テスト

疾病、怪我または身体障害の検出、予防、監視、処置、緩和のためのその他の装置

9. 監視および制御機器

煙感知器

熱調整装置

温度計

家庭用または実験装置用の計測、重量計または調整用製品

産業用の固定使用その他監視および制御機器（例えば、制御パネルにおいて）

10. 自動販売機

ホットドリンク用自動販売機

ホットまたはコールドボトルまたは缶用の自動販売機

固体製品用自動販売機

金銭自動支払機

あらゆる種類の製品を自動的に運搬する全ての電気製品

### 附属書Ⅲ

この指令で包含される EEE のカテゴリー

#### 1.温度変換装置

#### 2.スクリーン、モニターおよび表面積が 100cm<sup>2</sup>以上のスクリーンを含む装置

#### 3.照明

#### 4.以下を含む大型装置（外形寸法 50cm 以上）、しかし制限はない

家庭用電気製品:IT および遠隔通信装置;民生用装置;発光体;音声またはイメージ再生装置、楽器;電気電子工具;玩具、レジャーおよびスポーツ装置;医療用装置;監視および制御機器;自動販売機;電流発生装置。

このカテゴリーにはカテゴリー1～3 に含まれている装置は含まれていない。

#### 5.以下を含む小型装置（外形寸法 50cm 以下）、しかし制限はない

家庭用電気製品:民生用装置;発光体;音声またはイメージ再生装置、楽器;電気電子工具;玩具、レジャーおよびスポーツ装置;医療用装置;監視および制御機器;自動販売機;電流発生装置。

このカテゴリーにはカテゴリー1～3 と 6 に含まれている装置は含まれていない。

#### 6.小型 IT および遠隔通信装置（外形寸法が 50cm 以下）

## 附属書IV

附属書IIIにリストされているカテゴリに適合する EEE の例示

### 1. 温度交換装置

冷凍庫、冷蔵庫、冷蔵製品を自動的に運搬する装置、空気調整装置、除湿装置、ヒートポンプ、オイルを含むラジエーターおよび温度交換用に水以外の液体を使用するその他の温度交換装置

### 2. スクリーン、モニターおよび表面積 100cm<sup>2</sup>以上のスクリーンを含んでいる装置

スクリーン、テレビジョン、液晶フォトフレーム、モニター、ラップトップ、ノートブック

### 3. 照明

直蛍光灯、コンパクト蛍光灯、蛍光灯、高圧ナトリウムランプを含む高輝度放電ランプ、およびメタルハライドランプ、低圧ナトリウムランプ、LED

### 4. 大型装置

洗濯機、衣料乾燥機、食器洗浄機、調理器、電気ストーブ、電気ホットプレート、照明器具、音声または映像再生装置、楽器（教会に設置されるパイプオルガンを除く）、編み物および織物用装置、大型コンピュータメインフレーム、大型印刷機、コピー装置、大型コインスロットマシン、大型医療装置、大型監視および制御装置、製品および貨幣の自動デリバリ大型装置、太陽光パネル

### 5. 小型装置

電気掃除機、カーペット掃除機、裁縫用電気製品、照明器具、電子レンジ、排気装置、アイロン、トースター、電気ナイフ、電気湯沸し器、掛け時計および腕時計、電気シェーバー、秤、ヘアー及びボディケア用電気製品、計算機、ラジオセット、ビデオカメラ、ビデオレコーダー、ハイファイ装置、楽器、音声または映像再生装置、電気電子玩具、スポーツ用装置、バイク、ダイビング、ランニング、ローイング用コンピュータ、煙感知器、熱調節機、温度計、小型電気電子工具、小型医療装置、小型監視制御装置、製品自動デリバリ小型装置、集積太陽光パネル小型装置

### 6. 小型 IT および遠隔通信装置（外形寸法 50cm 以下）

携帯電話、GPS、携帯計算機、ルーター、パーソナルコンピュータ、プリンター、電話機

## 附属書V

### 第 11 条において言及される最低リカバリー目標

パート 1; 附属書 I にリストされているカテゴリーに関連し、2012 年 8 月 13 日から 2015 年 8 月 14 日までカテゴリーにより適用される最低目標

- (a) 附属書 I のカテゴリー 1 または 10 に該当する WEEE
  - ーリカバリー率 80%および
  - ーリサイクル率 75%
- (b) 附属書 I のカテゴリー 3 または 4 に該当する WEEE
  - ーリカバリー率 75%および
  - ーリサイクル率 65%
- (c) 附属書 I のカテゴリー 2、5、6、7、8 または 9 に該当する WEEE
  - ーリカバリー率 70%および
  - ーリサイクル率 50%
- (d) ガス放電ランプに対し、リサイクル率 80%

パート 2; 附属書 I にリストされているカテゴリーに関連し、2015 年 8 月 15 日から 2018 年 8 月 14 日までカテゴリーにより適用される最低目標

- (a) 附属書 I のカテゴリー 1 または 10 に該当する WEEE
  - ーリカバリー率 85%および
  - ーリサイクルのための準備およびリサイクル率 80%
- (b) 附属書 I のカテゴリー 3 または 4 に該当する WEEE
  - ーリカバリー率 80%および
  - ーリサイクルのための準備およびリサイクル率 70%
- (c) 附属書 I のカテゴリー 2、5、6、7、8 または 9 に該当する WEEE
  - ーリカバリー率 75%および
  - ーリサイクルのための準備およびリサイクル率 55%
- (d) ガス放電ランプに対し、リサイクル率 80%

パート 3; 附属書 I にリストされているカテゴリーに関連し、2018 年 8 月 15 日からカテゴリーにより適用される最低目標

- (a) 附属書 III のカテゴリー 1 または 10 に該当する WEEE
  - ーリカバリー率 85%および
  - ーリサイクルのための準備およびリサイクル率 80%
- (b) 附属書 III のカテゴリー 2 に該当する WEEE

- ーリカバリー率 80%および
- ーリサイクルのための準備およびサイクル率 70%
- (c) 附属書Ⅲの Kategorie 5 または 6 に該当する WEEE
  - ーリカバリー率 75%および
  - ーリサイクルのための準備およびリサイクル率 55%
- (d) 附属書Ⅲの Kategorie 3 に該当する WEEE、リサイクル率 80%

附属書VI  
輸送に対する最低限の要求

1. 物体の所有者が中古 **EEE** および **WEEE** ではない対象物を輸送しようとする意図したりもしくは郵送することを要求する場合に **EEE** と **WEEE** を区別するために加盟国はこの要求を実証するために所有者に以下を利用できるように要求すべきである。
  - (a)装置は直接再使用することが予定され、十分に機能している旨を記載した **EEE** の販売および / または所有者の転換に関連するインボイスおよび契約書のコピー
  - (b)第 3 項に従いすべての記録情報を含む委託および協定 (**protocol**) 内の全てのアイテムに関する記録 (試験証明書、機能証明) のコピーの形式での評価もしくは試験の証明
  - (c)委託貨物の中の材料および装置には指令 2008/98/EC の第 3 条 (1) により定義されるような廃棄物はないという **EEE** の輸送をアレンジした所有者によりなされた宣言書
  - (d)特に十分な包装および積荷の適切な積載による輸送、貨物の積み下ろし中の損傷に対する適切な保護
  
2. 郵送が **B to B** の輸送合意 (**transfer agreement**) および以下の枠組みで行われているという決定的な証明により文書化される場合は、規制緩和として項 1(a)と項 1(b)および項 3 は適用されない。
  - (a)**EEE** が再使用の意図を持った正当な理由の下で修理のために欠陥品として生産者もしくは生産者の代行を行う第三者に送り返される; または
  - (b)職業用途の中古 **EEE** が生産者または生産者の代行をする第三者もしくは再使用の意図を持って正当な契約の下で改修または修理のために回復処置が予定されている廃棄物の国境移動の管理に関する決定 **C (92) 39/Final** の改定に関わる **OECD** 理事会の決定 **C (2001) 107 / Final** を適用する国の第三者の施設に送り返される; または
  - (c)医療装置またはその部品のような職業用途の中古 **EEE** の欠陥品が正当な契約の下で根本的な原因分析のためそのような分析が生産者もしくは生産者の代行を行う第三者によってのみ実施できる場合に生産者もしくは生産者の代行を行う第三者に送られる。
  
3. 輸送されるアイテムが **WEEE** よりも中古 **EEE** とみなすことを促進するため加盟国は試験および記録保存のため中古 **EEE** に対し以下のステップが実行されることを要求すべきである。

ステップ 1: 試験

- (a)機能性が試験され危険物質の有無が評価されるべきである。実施される試験は **EEE** の種類ごとに行う。大部分の中古 **EEE** は重要機能の機能性試験で十分である。
- (b)評価と試験の結果は記録されなければならない。

ステップ 2: 記録

- (a)記録は **EEE** そのもの (包装されない場合) または装置を開梱することなく読めるように包装上の何れかに確実に固定されるべきだが永久でなくてよい。
- (b)記録は以下の情報を含んでいなければならない：
  - 一品名 (もし適切であれば附属書 II または附属書 IV にリストされていれば装置の名称、適切であれば附属書 I または附属書 III に規定されるカテゴリ)
  - 適用可能であればアイテムの特定番号 (型番号)
    - 製造年 (利用可能ならば)
    - 機能性の証明に責任を持つ会社の名称および住所
  - ステップ 1 に記述されている試験結果 (機能性試験の日付を含む)
  - 実行された試験の種類

4. 項 1、2 および 3 において要求される文書に加え、中古 **EEE** の積荷ごとに以下を伴っていないなければならない。

- (a)CMR または貨物運送状のような相当の輸送文書
- (b)責任を持つ信頼できる人による宣言書

5. 項 1、2、3 および 4 において要求される適切な文書によって対象が中古 **EEE** であり **WEEE** ではないことの証明および輸送を手配した所有者の義務である特に十分な包装や適切な積載により輸送、積荷の揚げ降ろし中に損傷に対する適切な保護がない場合、加盟国の当局はアイテムは **WEEE** であると考え、積荷は不正輸送であると見做すべきである。このような事情で積荷は規則 (EC) No 1013/2006 の第 24 条および第 25 条に従い処理される。



## 附属書VII

第8条(2)に言及される廃電気電子装置の材料および構成部品の選択的処理

1. 分別回収された WEEE から以下の物質、混合物および構成部品は最低限、取り外されなければならない。

- ポリ塩化ビフェニールとポリ塩化ターフェニール (PCB/PCT) の処分に関する 1996 年 9 月 16 日の理事会指令 96/59/EC に従ったコンデンサーに含まれているポリ塩化ビフェニール (PCB)
- スイッチまたはバックライト照明のような構成部品に含まれている水銀
- バッテリー
- 携帯電話全体およびプリント回路基盤の表面が 10cm<sup>2</sup> 以上のその他装置のプリント回路基盤
- 臭素系難燃剤を含んでいるプラスチック
- アスベスト廃棄物およびアスベストを含んでいる構成部品
- 陰極線管 (cathode ray tube)
- クロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、またはハイドロフロオロカーボン (HFC)、ハイドロカーボン (HC)
- ガス放電ランプ
- 表面が 100cm<sup>2</sup> 以上の液晶ディスプレイ (適切ならばケーシングも共に) および全てのガス放電ランプ付のバックライト
- 外部電気ケーブル
- 危険な物質の分類、包装および表示に関連する法律、規則および行政規律の近似化に関する理事会指令 67/548/EEC の 23 次の技術進歩を採用する 1997 年 12 月 5 日の委員会指令 97/69/EC において記述されているような耐火性セラミックを含んでいる構成部品
- イオン化する放射線から発生する危険に対する作業者および一般大衆の健康保護に対する基本的安全標準を規定している 1996 年 5 月 13 日の理事会指令 96/29/Euratom の第 3 条および附属書 I に設定される除外閾値を上回らない構成部品中の放射性物質を含んでいる構成部品
- 懸念物質を含んでいる静電コンデンサー (高さ 25mm 以上、直径 25mm 以上または比例して同ボリューム)

以上の物質、混合物および構成部品は指令 2008/98/EC に準拠して処分もしくは修復されなければならない。

2. 分別回収された WEEE の以下の構成部品は指定されるように処理されなければならない。

- 陰極線管 (cathode ray tube)：蛍光塗料は除去されなければならない。
- 泡および冷凍回路に含まれるようなオゾン層破壊もしくは地球温暖化係数 (GWP) 1.5 以上であるガスを含んでいる装置：ガスは適切に取出され処理されなければならない。オゾン層破壊ガスは、規則 (EC) No 1005/2009 に従って処理しなければならない。
- ガス放電ランプ；水銀は取り外されるべきである。

3.環境的な配慮および再使用のための準備およびリサイクルの望ましさを考慮し、項 1 および 2 は構成部品の環境的に健全な再使用のための準備とリサイクルもしくは全体の製品が妨害されないような方法で適用されるべきである。

## 附属書Ⅷ

### 第 8 条 (3) において言及される技術要求

1.処理に先立つ(廃棄物の埋立てに関する 1999 年 4 月 26 日の理事会指令 1999/31/EC の要求を侵害することなく) WEEE の貯蔵のための敷地 (一時的な貯蔵を含む) は :

- 流体の収集施設、適切な場合、デキャンターおよびクレンザーデグリーザーの供給する適切な不浸透性の表面
- 適切な面積の防水性

2.WEEE の処理のための敷地は :

- 処理廃棄物の重量計測用の秤
- 流体収集施設を供給する適切な面積をカバーするための不浸透および防水および適切な場合、デキャンターおよびクレンザーデグリーザー
- 分解された予備部品用の適切な貯蔵
- コンデンサーおよび放射性廃棄物のようなその他の危険な廃棄物を含んでいるバッテリー、PCB/PCT の貯蔵のための適切な容器
- 健康と環境規制に準拠した水の処理のための装置

## 附属書IX

### EEE のマーキングのための表象

EEE の分別回収を示す表象は以下に示すようなクロスアウトゴミ箱で構成される。表象は、見えやすく、読みやすくそして消え難くなければならない。



## 附属書X

### 第 16 条において言及される登録および報告のための情報

#### A.登録時に提出すべき情報

- 1.生産者もしくは第 17 条で任命された場合は、認定代理人の名称および住所（郵便番号と所在地、街路名称および番号、国名、電話および FAX 番号、e-mail、連絡者）  
第 17 条で定義されている認定代理人の場合は、代表している生産者の連絡先詳細
- 2.生産者の欧州 fax 番号および国内 fax 番号を含む生産者の国内識別コード
- 3.適切であれば附属書 I または附属書Ⅲに規定される範疇
- 4.EEE の型（一般家庭またはそれ以外）
- 5.EEE の商標名
- 6.生産者が責任に適合している方法に関する情報；資金供給の保証に関する情報を含む個人または集団計画
- 7.使われている販売技術（例えば遠隔販売）
- 8.提供されている情報が正しいことを記述している宣言書

#### B.報告書に提出すべき情報

- 1.生産者の国内識別コード
- 2.報告期間
- 3.適切であれば附属書 I または附属書Ⅲに規定される範疇
- 4.重量による国内で上市された EEE の量
- 5.重量による分別回収された EEE の廃棄、リサイクル（再使用のための準備を含む）、リカバーおよび加盟国内の処分または共同体内外への輸送の量

注:項 4 と 5 に規定されている情報は範疇により提供されるべきである。

附属書X I

PART A

継続する修正で廃止される指令  
(第 25 条において言及されている)

廃電気電子機器 (WEEE) に関する指令 2002/96/EC (OJ L 37,13.2.2000,p. 24)  
欧州議会と理事会の指令 2003/108/EC (OJ L 345 ,31.12.2003, p. 106)  
欧州議会と理事会の指令 2008/34/EC (OJ L 81, 20.3.2008, p. 65)

PART B

国内法への転換のための時間制限のリスト  
(第 25 条において言及されている)

指令	転換のためのデッドライン
2002/65/EC	2004 年 8 月 13 日
2003/108/EC	2004 年 8 月 13 日
2008/34/EC	—

附属書ⅩⅡ  
新旧指令の相関表

省略